

13.コンクリート中の塩化物総量規制について

I コンクリート中の塩化物総量規制実施要領（コンクリートの耐久性向上）

この要領は、土木構造物の耐久性を向上するために、工事施工におけるコンクリート中の塩化物総量規制を現場において行う場合に必要な事項を定めるものとする。

1 適用範囲

土木構造物に使用されるコンクリートおよびグラウト剤を対象とする。

- (1) 生コンクリート
鉄筋コンクリートを対象とする。
なお、用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材は対象とする。
- (2) コンクリート製品
プレキャストコンクリート製品のうち、無筋製品を除く。

2 規制値

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材（シース内のグラウトを除く）および用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量（ Cl^- ）は、 0.30 kg/m^3 以下とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウトおよびオートクレーブ養生を行う製品における許容塩化物量（ Cl^- ）は、 0.30 kg/m^3 以下とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食の恐れがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量（ Cl^- ）は、 0.30 kg/m^3 以下とする。

3 生コンクリートの測定および判定

- (1) コンクリート中の塩化物量の測定および判定は、原則としてコンクリート打設場所で請負者の責任において実施する。
ただし、工場で実施する場合の測定は製造業者が行い、請負者が立会い判定する。
- (2) コンクリート中の塩化物量は、(財)国土開発技術センターの評価を受けた測定器により測定するものとする。
- (3) 測定方法は、使用する測定器の仕様によるものとする。
- (4) 測定は、コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、1日につき2回以上（午前、午後）、コンクリート打設前に行うものとする。ただし、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の $1/2$ 以下の場合は、午後の試験を省略することができる。
また、打設量が少量で、半日で打設が完了するような場合には、1回でもよい。
なお、コンクリートの種類（材料および配合等）や工場が代わる場合については、その都度、1回以上の測定を行うものとする。
- (5) 測定結果の判定は、測定毎に行うものとし、それぞれの測定における3回の平均値が、2に示している塩化物総量以下であることをもって合格とする。
なお、測定の結果不合格になった場合は、その運搬車のコンクリートの受取りを拒否するとともに次の運搬車から、毎回測定を行い、それぞれの結果が規

制値を下回ることを確認した後、そのコンクリートを用いるものとする。

ただし、この場合塩化物総量が安定して規制値を下回ることが確認できれば、その後の判定は通常の頻度で行ってよいものとする。

4 コンクリート製品の測定および判定

- (1) 請負者は、製造業者に工場での管理データや製造時の塩化物の測定結果を提出させるものとする。
- (2) 測定は、打ち込み前のフレッシュコンクリートについて行う。
- (3) 測定は、3の(2)・(3)に準じて行う。
- (4) 頻度は、1回/ロット以上、強度等の管理と同様とする。
- (5) 製品の受け入れの判定は、(1)の資料により行う。

5 監督

監督職員は、適宜測定に立会うものとし、立会えなかった場合については請負者より提出させた測定記録により審査、確認する。

6 「コンクリートの耐久性向上」

土木工事施工管理基準「Ⅱ 品質管理基準および規格値」において「塩化物総量規制」の試験方法等に記載がある「コンクリートの耐久性向上」は、本実施要領による。